

奈良市公報

第 3 1 9 号

(平成27年7月前半分)

平成27年9月7日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例……………5
- 奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例…7
- 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市情報公開条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市特定個人情報保護条例……………11
- 奈良市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例……………18
- 奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例……………19
- 奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例……………19

規 則

- 奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則……………19
- 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………19
- 奈良市空家等対策推進協議会規則……………19

告 示

- 一般競争入札の実施（4件）……………20
- 奈良市起業家支援施設整備事業補助金交付要綱……………21
- 奈良市起業家出店支援事業補助金交付要綱……………28
- 予防接種の実施の一部改正（2件）……………35
- 一般競争入札の実施（4件）……………35
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………35
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定（2件）……………36
- 開発行為に関する工事の完了……………36
- 障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定……………37
- 障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の廃止……………37
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………37
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧……………37
- 放置自転車等の保管……………38
- 住居番号の設定……………38
- 開発行為に関する工事の完了……………38
- 交付要求通知書の公示送達（2件）……………38
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………39
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………39

- 放置自転車等の保管……………39
- 督促状の公示送達……………39
- 公募型プロポーザルの実施……………40
- 市道路線の廃止……………40
- 市道路線の認定……………40
- 道路の区域決定……………43
- 道路の供用開始……………45
- 歩行者専用道路の指定……………48
- 道路の位置指定……………49
- 開発行為に関する工事の完了……………50
- 奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱……………50
- 放置自転車等の保管……………51
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………51
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………51
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………51
- 開発行為に関する工事の完了……………52
- 放置自転車等の保管……………52
- 開発行為に関する工事の完了……………52
- 一般競争入札の実施（4件）……………52
- 公有財産の売払い……………53

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）……………54
- 負担金の賦課対象区域の設定……………54
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………54
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………55
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………55
- 一般競争入札の実施（4件）……………55

消 防

- 喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定の一部改正……………56

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………56

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………57

議 会

- 議会議長の辞職……………57
- 議会議長の当選……………57
- 議会副議長の辞職……………57
- 議会副議長の当選……………57
- 議会運営委員会の委員の選任……………57
- 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選……………57

○議会常任委員会の委員の選任……………57
 ○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……………58
 ○広報広聴委員会の委員の選任……………59
 ○広報広聴委員会の委員長及び副委員長の当選……………59
 ○基本計画検討特別委員会の委員の選任……………59
 ○基本計画検討特別委員会の委員長及び副委員長の当選
 ………………59

条 例

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第24号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「改良住宅（）」を「改良住宅等（）」に、「改良住宅を」を「改良住宅等を」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等に過去に入居者と同居していた場合において、未成年者であつたことその他の特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条第1項第7号に後段として次のように加える。

この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

第12条第2項中「3月」を「3箇月」に改め、同条第3項中「明け渡すとき」を「明け渡したとき」に、「家賃」を「家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう。）若しくは水道料金（第20条の3第1項に規定する水道料金をいう。）」に、「又は損害賠償金」を「、又は損害賠償金」に改める。

第13条の見出しを「(市営住宅入居請書)」に改め、同条中「1人」を削り、「請書」を「市営住宅入居請書」に改める。

第14条第2項ただし書を削る。

第16条第2号中「請書」を「市営住宅入居請書」に改める。

第17条第2項中「明け渡した日」の次に「。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。」を加える。

第19条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する」を「次条第3号及び第4号に掲げる」に改める。

第20条第3号中「ふすま」の次に「・網戸」を加え、同条第4号中「、点滅器」を削り、同条の次に次の3条を加える。

(共益費)

第20条の2 市長は、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を、共益費として入居者から徴収する。

2 第17条（第1項ただし書、第3項及び第4項を除く。）の規定は、前項の共益費について準用する。
(水道料金)

第20条の3 市長は、第20条第1号に掲げる水道及び下水道の使用料のうち、市が設置した貯水槽から給水を行う住戸に係るもの（以下「水道料金」という。）を、入居者から徴収する。

2 毎月分の水道料金は、その翌々月の末日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市営住宅を明け渡したときは、明け渡した日までにその日の属する月の前々月分からその月分までの水道料金を納付しなければならない。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。

4 水道料金の算定については、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）及び奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の規定の例による。
(給水の停止)

第20条の4 市長は、入居者が水道料金を納付期限までに納付しないときは、当該入居者に対し、当該水道料金が納付されるまでの間、給水を停止することができる。

第29条第2項中「6月」を「6箇月」に改める。

第38条第1項第2号中「3月」を「3箇月」に改め、同条第3項中「対して」を「対し」に改め、同条第4項中「については」を「ついて」に改める。

第38条の2の2から第38条の4までを次のように改める。
(駐車場の使用資格)

第38条の2の2 別表の2の表の共同施設の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 当該駐車場の属する市営住宅の入居者又は同居者であつて、自ら使用するため駐車場を必要としていること。ただし、介護等専ら当該市営住宅の入居者又は同居者のために使用する必要があると認められるときは、この限りでない。

(2) 自動車の所有者又は自動車を使用する権利を有する者であること。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反していないこと。

(駐車場の使用申込み)

第38条の3 駐車場を使用しようとするときは、入居者は、市長の定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

(駐車場使用者の選考)

第38条の4 前条の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、市長が定める公開抽選の方法によつて駐車場の使用者を決定する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、身体障害者その他

の者で駐車場の使用が特に必要と認められるものについては、その者を優先的に駐車場の使用者として決定することができる。

第38条の4の次に次の9条を加える。

(使用者決定の通知)

第38条の4の2 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、入居者に対し、駐車場の使用を開始できる日と区画を指定して、その旨を通知するものとする。

(駐車場敷金)

第38条の4の3 前条の通知を受けた入居者(以下次条から第38条の4の9までにおいて同じ。)は、前条の規定により指定された日(以下「指定使用日」という。)までに駐車場敷金を納付しなければならない。

2 前項の駐車場敷金の額は、当該使用を決定された駐車場の使用料(以下この条、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。)の3箇月分に相当する額とする。

3 第1項の規定により納付した駐車場敷金は、駐車場を返還したときに還付する。この場合において、使用料について未納の額があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。

4 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場敷金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

5 第12条第4項の規定は、第1項の駐車場敷金について準用する。

(駐車場使用請書)

第38条の4の4 入居者は、指定使用日までに規則で定める駐車場使用請書を市長に提出しなければならない。

(駐車場使用料)

第38条の4の5 使用料は、指定使用日から駐車場を返還した日まで、入居者から徴収する。ただし、第38条の4の9第1項の規定による駐車場の使用の決定の取消し又は駐車場の返還の命令があつたときは、取消日又は返還の期日まで(当該返還の期日までに返還した場合を除く。)徴収する。

2 毎月の使用料は、1区画につき2,500円とする。

3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

4 第17条第2項及び第5項の規定は、第1項の使用料について準用する。

5 入居者が次条の規定による届出をしないで無断で駐車場の使用をやめた場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長がその事実を知つた日までの使用料を徴収する。

(駐車場の返還)

第38条の4の6 入居者は、駐車場を返還しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(駐車場の拒否)

第38条の4の7 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる自動車
(駐車場における禁止行為)

第38条の4の8 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失すること。
- (3) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (4) 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。
(駐車場使用決定の取消し等)

第38条の4の9 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は次の各号の一に該当するときは、入居者に対し、駐車場の使用決定を取り消し、又は駐車場の返還を命ずることができる。

- (1) 入居者が第38条の4の3第1項に規定する駐車場敷金を納付しないとき。
- (2) 入居者が第38条の4の4に規定する駐車場使用請書を提出しないとき。
- (3) 入居者が偽りその他不正の手段により、使用決定を受けたとき。
- (4) 入居者が使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (5) 使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (6) 入居者又は使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (7) 入居者又は使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (8) 入居者が当該駐車場の属する市営住宅に入居しなくなつたとき。
- (9) 第38条の2の2第1号本文に規定する場合においては、使用者が当該駐車場の属する市営住宅に入居又は同居しなくなつたとき。
- (10) 第38条の2の2第1号ただし書に規定する場合においては、その必要がなくなつたとき。

2 前項の規定により駐車場の返還の命令を受けた入居者は、市長が指定する期日までに当該駐車場を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による返還の命令を受けた入居者が前項の期限が到来しても駐車場を返還しないときは、入居者に対して、前項の期日の翌日から当該駐車場を返還するまでの期間について、毎月、第38条の4の5第2項に規定する使用料の額の2倍に相当する額以下で規則

で定める額の金銭を徴収することができる。

4 第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。
(市の損害賠償責任)

第38条の4の10 駐車場内の自動車の損傷又は盗難等については、市は、その賠償の責めを負わない。ただし、当該自動車の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠つたときは、この限りでない。

第43条中「、第34条並びに第38条の2の2から第38条の

4まで」を「並びに第34条」に改め、「、第38条の2の2第2項及び第3項中「入居者又は同居者」とあるのは「入居者若しくは同居者又は社会福祉法人等」と」を削る。

第47条中「第38条の4」を「第38条の2」に改める。

第51条中「又は敷金」を「、敷金、駐車場の使用料又は駐車場敷金」に改める。

別表中「(第3条関係)」を「(第3条・第38条の2の2関係)」に改め、同表の2の表中

第2号市営住宅集会所	奈良市川上町
第2号市営住宅(第2—第9)児童遊園	
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町
第3号市営住宅(第1・第2)児童遊園	

を

第2号市営住宅集会所	奈良市川上町
第2号市営住宅(第2—第9)児童遊園	
第2号市営住宅駐車場	
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町
第3号市営住宅(第1・第2)児童遊園	
第3号市営住宅駐車場	

に、

第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目
-------------	------------

を

第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目
第14号市営住宅駐車場	

に、

第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町
--------------	--------

を

第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町
第19号市営住宅駐車場	

に、

第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
--------------	--------

を

第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
第21号市営住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第12条、第20条の2から第20条の4まで及び別表の2の表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正前の奈良市営住宅条例(以下「旧条例」という。)別表の2の表の共同施設については、平成28年3月31日までの間は、この条例による改正後の奈良市営住宅条例(以下「新条例」という。)第38条の2の2から第38条の4の10まで及び第51条の規定は適用せず、旧条例第38条の2の2から第38条の4までの規定

は、なおその効力を有する。

3 新条例別表の2の表の共同施設については、新条例第38条の4の規定による平成28年4月1日以後の使用に係る駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

(平成27年7月6日揭示済)

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例

奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中

「その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。 とあるのは

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいること。

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

「その者の収入が158,000円を超えないこと。

種の住宅の家賃(令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。)」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。)(その額が法定限度額を超える場合にあっては法定限度額)」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第28条第1項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃

第3条 削除

第5条第1項中「前各条及び第4項」を「前各条」に、「第16条まで、第17条(第3項及び第4項を除く。)、第19条から第21条まで、第22条(第2項第2号を除く。)、第23条(第3項第2号を除く。)、第24条、第25条」を「第25条まで、第26条(第2項を除く。)、第27条、第28条、第31条、第32条第1項」に、「第38条、第38条の2、第38条の5」を「第38条から第38条の5まで」に改め、「第51条の規定」の次に「(改良住宅店舗作業場の管理については、市営住宅条例第17条(次条に規定する場合を除く。)、第18条、第22条、第23条、第26条(第2項を除く。)、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。)」を加え、同項ただし書中「第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、」を「第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び」に改め、「及び第38条の2」を削り、同条第2項から第5項までを次のように改める。

」と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同(その額が法定上限額(法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。))を超える場合にあっては法定上限額)」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第8

条第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。

3 前項の法定限度額は、改良住宅、改良住宅店舗作業場及び店舗付改良住宅にあつては法第29条第3項でその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項の規定による額、小集落改良住宅及び小規模改良住宅にあつては「改良住宅等管理要領」第4第1項の規定による額とする。

4 第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

入居者の収入	倍率
158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5
191,000円を超える場合	0.8

5 前項に規定する収入については、公営住宅法施行令第1条第3号の定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。第5条の次に次の2条を加える。

（改良住宅店舗作業場の家賃）

第5条の2 改良住宅店舗作業場の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法施行令第3条で定めるところにより算出した額をいう。）及び前条第3項に規定する法定限度額以下で、公営住宅法施行令第2条の規定

西之阪地区改良住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町
--------------	--------------

別表の2の表中「横井地区改良住宅第一集会所」を「横井地区改良住宅集会所」に、同表中

畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町	を
-------------	--------	---

畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町	に改める。
畑中地区改良住宅駐車場		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅（以下「改良住宅等」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件については、この条例による改正後の奈

の例により算出した額とする。この場合において、公営住宅法施行令第2条第2項中「次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額」とあるのは「次の表の上欄中104,000円以下の場合の下欄に定める額」とする。

2 市営住宅条例第17条（第3項を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。

（改良住宅店舗作業場の使用の承継）

第5条の3 改良住宅店舗作業場の使用者が死亡し、又は営業を継続することができなくなつた場合において、その死亡時又は営業を継続することができなくなつた時にその者とともに入居をしていた者は、市長の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅店舗作業場を使用することができる。

2 市営住宅条例第13条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において特別の事情により必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(2) 改良住宅店舗作業場が営業されていないとき。

(3) その他規則で定めるとき。

第6条の見出しを「（その他）」に改め、同条中「市長が」を「規則で」に改める。

別表中「（第2条・第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表の1の表中1戸当たり家賃月額欄を削り、同表の2の表西之阪地区改良住宅集会所の項の次に次のように加える。

良市改良住宅条例（以下「新条例」という。）第5条第1項において読み替えて準用する奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第1項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に改良住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者が決定されることとなる場合における当該改良住宅等の入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件についても、同様とする。

3 新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の規定による家賃の決定及び新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第38条の4の規定による駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

4 施行日において現に改良住宅等に入居している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項若しくは第6項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第6項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項若しくは第6項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第6項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。

年度の区分	負担調整率
平成28年度	0.1
平成29年度	0.2
平成30年度	0.3
平成31年度	0.4
平成32年度	0.5
平成33年度	0.6
平成34年度	0.7
平成35年度	0.8
平成36年度	0.9

5 施行日において現に改良住宅等に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅等に居住している者に係る収入超過者に対する措置については、新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定は、適用しない。

6 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」（平成9年4月1日建設省住整発第46号）第9又は新条例第4条の規定により改良住宅等に入居又は使用している者とみなす。

（平成27年7月6日揭示済）

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例
奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場」を「及び共同施設」に改める。

第2条中「子供」を「子ども」に、「及び管理事務所」を「、管理事務所及び駐車場」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条中「並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場」を「及び共同施設」に改め、「別表第1」の次に「及び第2」を加える。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「前各条及び第4項」を「前各条」に、「第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号を除く。）、第23条（第3項第2号を除く。）、第24条、第25条」を「第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項」に、「第38条、第38条の2、第38条の5」を「第38条から第38条の5まで」に改め、同項ただし書中「第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、」を「第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び」に、「及び第38条の2の規定」を「の規定（市営住宅条例第22条第2項第2号及び第23条第3項第2号の規定は、別表第2のコミュニティ住宅の管理に係る場合に限る。）」に改め、同条第2項から第5項までを次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中

「その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。 とあるのは

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

「その者の収入が158,000円を超えないこと。

」と、市営住宅条例第17条第3項中「近

傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあっては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第28条第1項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては法定上限額）」と、市営住宅条例第38条の4の5第2項中「2,500円」とあるのは「別表第1の共同施設の駐車場については5,000円、別表第2の共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては法定上限額）」とする。

3 前項の法定限度額は、「従前居住者用賃貸住宅等管理要領」（平成10年4月8日建設省住市発第18号）第4第1項の規定による額とする。

4 第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

入居者の収入	倍率
158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5
191,000円を超える場合	0.8

5 前項に規定する収入については、公営住宅法施行令第1条第3号の定めるところによる。第6条に次の1項を加える。

6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。第7条から第20条までを削り、第21条を第7条とする。第22条を削る。

別表第1中「(第3条、第5条、第13条関係)」を「(第3条・第6条関係)」に改め、同表の1の表家賃（月額）の欄及び第2号コミュニティ住宅の項を削り、同表の2の表中

第1号コミュニティ住宅子供の遊び場	奈良市三条本町
第1号コミュニティ住宅集会所	
第1号コミュニティ住宅管理事務所	

を

第1号コミュニティ住宅子どもの遊び場	奈良市三条本町
第1号コミュニティ住宅集会所	
第1号コミュニティ住宅管理事務所	
第1号コミュニティ住宅駐車場	

に改め、同表第2号コミュニティ住

宅集会所の項を削り、別表第1の3の表を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条・第6条関係）

1 コミュニティ住宅

名称	位置	戸数	備考
第2号コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	6	平成3年度建設耐火構造4階建・3LDK
		4	平成3年度建設耐火構造4階建・3DK
		4	平成3年度建設耐火構造4階建・2K
		6	平成5年度建設耐火構造4階建・3LDK
		4	平成5年度建設耐火構造4階建・3DK
		4	平成5年度建設耐火構造4階建・2K
		8	平成7年度建設耐火構造4階建・3LDK
		4	平成7年度建設耐火構造4階建・3DK

2 共同施設

名称	位置
第2号コミュニティ住宅集会所	奈良市紀寺町
第2号コミュニティ住宅駐車場	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条の改正規定、第3条の改正規定（「並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場」を「及び共同施設」に改める部分に限る。）、第6条第1項の改正規定（この条例による改正後の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第1項において奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第38条の2の2から第38条の4の10までを準用する部分に限る。）、第6条第2項から第5項までの改正規定（第6条第2項の改正規定

中別表第1の共同施設の駐車場に係る部分に限る。）、第7条から第22条までの改正規定並びに別表第1の2の表及び3の表の改正規定（同表の2の表第2号コミュニティ住宅集会所の項を削る部分を除く。）は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日前にコミュニティ住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件については、新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第6条第1項（同項第2号に係る部分に限

る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第5条に規定する事由がある場合において同日前にコミュニティ住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者が決定されることとなる場合における当該コミュニティ住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件についても、同様とする。

- 3 新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の規定による家賃の決定及び新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第38条の4の規定による駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 4 平成28年4月1日において現にコミュニティ住宅に入居している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第6項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第6項の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、新条例別表第1のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額に旧条例第6条第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあつては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とし、新条例別表第2のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあつては、この限りでない。

年度の区分	負担調整率
平成28年度	0.1
平成29年度	0.2
平成30年度	0.3
平成31年度	0.4
平成32年度	0.5
平成33年度	0.6
平成34年度	0.7
平成35年度	0.8
平成36年度	0.9

- 5 平成28年4月1日において現に新条例別表第2のコミュニティ住宅に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該コミュニティ住宅に居住している者に係る収入超過者に対する措置については、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定は、適用しない。
- 6 平成28年4月1日において現に新条例別表第1のコミュニティ住宅に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該コミュニティ住宅に居住している者に係る新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第22条第2項第2号の収入の要件については、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第22条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日において現に新条例別表第1のコミュニティ住宅に入居している者が死亡し、又は退去した場合に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第23条第3項第2号の収入の要件については、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第23条第3項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成28年4月1日において現に新条例別表第2のコミュニティ住宅に入居している者は、新条例第4条の規

定によりコミュニティ住宅に入居している者とみなす。
(平成27年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成27年 7月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第27号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例
奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）
の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市バリアフリー基本構想推進協議会の
項の次に次のように加える。

奈良市空家 等対策推進 協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（ 平成26年法律第127号）第6条第1項に 規定する空家等対策計画の作成及び変更 並びに実施等についての協議に関する事 務
-----------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成27年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成27年 7月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第28号

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例
奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の一
部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行
政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成27年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成27年 7月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第29号

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例
奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）
の一部を次のように改正する。

第16条第3号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行
政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改
める。

第43条第1項第1号中「条例」の次に「及び奈良市特定
個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号。以下「特
定個人情報保護条例」という。）」を加える。

第50条に次の1項を加える。

3 この条例の規定（第3章の規定を除く。）は、実施機
関における特定個人情報保護条例第2条第3号に規定す
る特定個人情報の取扱い並びに同条第4号に規定する保
有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、
適用しない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、
第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成27年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市特定個人情報保護条例をここに公布する。

平成27年 7月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第30号

奈良市特定個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定個人情報の取扱い（第3条—第15条）
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第16条—第27条）
 - 第2節 訂正（第28条—第34条）
 - 第3節 利用停止（第35条—第40条）
 - 第4節 不服申立て等（第41条—第44条）
- 第4章 雑則（第45条—第51条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における特定個人情報の適正な
収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに本市が保有
する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去
及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、
もって特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図るこ
とを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良
市条例第51号。以下「個人情報保護条例」という。）
第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。
以下「番号利用法」という。）第2条第6項に規定す
る本人をいう。
- (3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する
特定個人情報をいう。
- (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、
又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の
職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が
保有しているものをいう。ただし、行政文書（奈良市
情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情

<p>報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第2章 特定個人情報の取扱い (実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、特定個人情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p> <p>(収集等の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。</p> <p>(特定個人情報の保有の制限等)</p> <p>第7条 実施機関は、番号利用法又は別に条例で定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り特定個人情報を保有することができるとともに、その保有に当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 実施機関は、利用目的を変更しようとするときは、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第26条第1項において同じ。))を含む。)に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ</p>	<p>があるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき。 (適正な維持管理)</p> <p>第9条 実施機関は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 保有特定個人情報は、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。</p> <p>(2) 保有特定個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。</p> <p>(3) 保有する必要のなくなった保有特定個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有特定個人情報の利用をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産を保護するため緊急やむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(外部提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものへの保有特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、特定個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、当該事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者(この条及び次条において「受託者」という。)に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、当該管理において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該指定管理者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>3 受託者又は指定管理者は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、第9条各号に掲げる措置を講ずるほか、その適切な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 実施機関から委託を受けた特定個人情報の取扱いを伴う事務又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その事務又は業務に関して知り得た特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(再委託)</p>
---	--

第13条 実施機関及び受託者は、特定個人情報の取扱いを伴う事務の再委託をしようとするときは、番号利用法第10条の規定によらなければならない。

2 前条の規定は、特定個人情報の取扱いを伴う事務について再委託を受けた者について準用する。

(職員等の義務)

第14条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第15条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

(2) 特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 特定個人情報ファイルの利用目的

(4) 特定個人情報ファイルに記録される主な項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第5号において「記録範囲」という。)

(5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職員又はその職にあった者その他これに類する者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、報酬又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(4) 専ら試験的な電子計算機処理(電子計算機を用いて行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。)の用に供するための特定個人情報ファイル

(5) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイル

に記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(6) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有特定情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有特定個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除

き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報の開示をしなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者（第16条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）

(4) 法人等（法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を

除く。

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報（部分開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報（第18条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

（保有特定個人情報の存否に関する情報）

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

（開示決定等の期限）

第23条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第24条 開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有特定個人情報については相当の

期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有特定個人情報について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示請求に係る保有特定個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第18条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 保有特定個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 第17条第2項の規定は、保有特定個人情報の開示を受

ける者について準用する。

4 開示決定を受けた者は、第22条第1項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示請求をした全ての保有特定個人情報の開示を受けなければならない。ただし、実施機関が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第27条 前条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第28条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(次に掲げるものに限る。第35条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報
- (2) 法令等の規定により開示を受けた保有特定個人情報

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日
その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
- (2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること
(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること)を示す書類

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、当該保有特定個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有特定個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第35条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- ア 第6条の規定に違反して収集され、又は保管されたものであるとき。
 - イ 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき。
 - ウ 第9条第3号の規定に違反して保有されているとき。
 - エ 第10条の規定に違反して利用されているとき。
 - オ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

(2) 第11条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

（利用停止請求の手続）

第36条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有特定個人情報の利用停止義務）

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情

報の全部又は一部を利用停止するときは、その旨の決定をし、当該保有特定個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有特定個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第39条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て等

（審議会への諮問等）

第41条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、個人情報保護条例第43条に規定する奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第43条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第42条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（不服申立ての調査審議）

第44条 個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、第41条第1項の規定による諮問に対する調査審議について準用する。

第4章 雑則

（他の制度との調整、適用除外等）

第45条 保有特定個人情報の訂正又は利用停止について、法令等（個人情報保護条例を除く。以下この項において同じ。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

2 個人情報保護条例（第3章の規定を除く。）の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

3 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上

申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第46条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（出資法人の特定個人情報の保護）

第47条 市が出資する法人で市長が規則で定めるもの（次項において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、特定個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、特定個人情報の保護を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

（苦情の処理）

第48条 実施機関は、当該実施機関における特定個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理しなければならない。

（市長の調整）

第49条 市長は、他の実施機関に対し、特定個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

（運用状況の公表）

第50条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 情報提供等記録に係る部分 番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（平成27年7月6日揭示済）

奈良市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第31号

奈良市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の再任用に関する条例（平成13年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4

号」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。
(平成27年7月6日揭示済)

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第32号

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例(平成26年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成26年10月1日において」を「平成25年7月31日において市長の職にあった者の同日を含む任期中に」に、「の職にある者の同日」を「に選任された者の当該選任された日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成27年7月6日揭示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第33号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例(昭和39年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市西之阪共同浴場の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成27年7月6日揭示済)

規 則

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則(平成22年奈良市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条福井副市長の部分削り、同条津山副市長の部分の第1号を次のように改める。

(1) 総合政策部に属する事務

第3条津山副市長の部分中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 財務部に属する事務

第3条津山副市長の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 監査委員に属する事務(監査委員の権限に属する事務を除く。)

第3条津山副市長の部分中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 議会に属する事務(議会の権限に属する事務を除く。)

第3条津山副市長の部分の次に次のように加える。

向井副市長

(1) 総務部に属する事務

(2) 市民生活部に属する事務

(3) 市民活動部に属する事務

(4) 保健福祉部に属する事務

(5) 子ども未来部に属する事務

(6) 環境部に属する事務

(7) 会計契約部に属する事務

(8) 会計課に属する事務(会計管理者の権限に属する事務を除く。)

(9) 消防に属する事務(消防長の権限に属する事務を除く。)

(10) 選挙管理委員会に属する事務(選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。)

(11) 公平委員会に属する事務(公平委員会の権限に属する事務を除く。)

附則

この規則は、平成27年7月6日から施行する。
(平成27年7月3日揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第65号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第42号)の施行期日は、平成27年7月21日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成27年7月6日揭示済)

奈良市空家等対策推進協議会規則をここに公布する。

平成27年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第66号

奈良市空家等対策推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。
2 委員は、市長及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。
3 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理の委員とすることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第8条 外部委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成27年7月6日揭示済)

告 示

奈良市告示第468号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 救助工作車II型
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1 奈良市消防局
- (4) 納入期限 平成28年3月15日
- (5) 担当課 奈良市消防局災害対策室消防課
電話 0742-35-1193

以下省略

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市告示第469号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 高規格救急自動車
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1 奈良市消防局内
- (4) 納入期限 平成28年2月15日
- (5) 担当課 奈良市消防局災害対策室消防課
電話 0742-35-1193

以下省略

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市告示第470号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(仮称)神功こども園増築その他工事に伴う建築設計業務委託ほか1件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は、別表のとおり）

以下省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第471号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

通学路整備工事(二名一丁目地内・二名小学校通学路)ほか11件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル算出価格は、別表のとおり)

以下省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第472号

奈良市起業家支援施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市起業家支援施設整備事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 起業家等の活動の場を拡充するとともに、必要な起業支援が行われることにより、市内での起業環境を整え、もって地域経済の活性化を図るため、市内にある既存建築物(以下「建築物」という。)を事業拠点とするために必要な改修工事の経費の一部について、予算の範囲内で奈良市起業家支援施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 必要な起業支援を行うための具体的かつ継続的な運営計画を有する者
- (2) 建築物の改修に関し、その権原を有している者又は権原を有している者から同意を得た者
- (3) 奈良商工会議所、都祁商工会又は月ヶ瀬商工会から補助金に係る事業計画の策定又は事業の遂行に必要な指導又は助言を受けた者
- (4) 建築物において継続して起業支援を行うことが見込める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業を行う者

- (2) 公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらと密接な関係を有する者
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を行う者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)について、既に他の補助金の交付を受けている者
- (7) その他市長が適当でないと認める事業を行う者(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) これから起業しようとする者又は起業後10年未満の者(以下「起業家等」という。)が建築物を事業拠点として利用するために必要な改修工事であること。
- (2) 建築物を3区画以上かつ1区画当たりおおむね6.6平方メートル以上改修する工事であること。
- (3) 第1号の工事の契約が補助金の交付を申請する日以後締結されるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号(第6号を除く。)のいずれかに該当する起業家等を入居させる場合は、補助対象事業としない。
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象事業のうち外装、内装、設備等の工事に要した経費
- (2) 補助対象者が、補助対象事業の計画の策定又は遂行に関し専門家から必要な指導、助言等を受けるために要した経費(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)の3分の2以内(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、200万円を限度とする。

2 補助金の交付申請後、工事内容の一部変更等によって経費が増額となった場合であっても、補助金の増額は、行わない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事の契約を締結する前に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良市起業家支援施設整備事業補助金 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 同意書(別記第2号様式)(補助対象者以外で対象

物件の改修に係る権原を有する者がある場合に限る。)

- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (5) 建築物に係る図面、現況写真
- (6) 建築物に係る補助対象者の権原を明らかにする書類の写し
- (7) 市税の滞納がない旨を証明した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 施工業者による工事完了証明書
- (4) 工事施工後の写真
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (6) 起業家等募集要項（案）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、申請の日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（書類等の保存）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経費を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（事業の継続）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により改修工事を行った建築物を補助事業完了後5年間は取り壊し、又は売却してはならないものとし、補助事業完了後5年以上は、補助金の交付目的に従い、建築物を事業の用に供するものとする。

2 前項の規定に反したときは、速やかに市長に報告するとともに、補助金を返還するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

奈良市起業家支援施設整備事業補助金 事業計画書

年 月 日

1. 申請者の概要

氏名又は事業所名 及び代表者名	
住所又は所在地	
電話番号	

2. 申請者の略歴等

事業経験	<input type="checkbox"/> 現在、事業を営んでいる。(業種：) <input type="checkbox"/> 過去に事業を営んでいたことがある。 (廃業した時期： 年 月、業種：) <input type="checkbox"/> 事業を営んだことがない。
取得資格	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 有 ()

3. 事業計画

項目	内容
物件所在地	奈良市
物件所有者	(申請者との関係：)
事業の概要	(当該地域において事業を実施する必要性及び周辺地域への波及効果等)
物件利用予定者の業種 (想定する業種)	
物件利用者に対する支援内容	(物件利用者に対する支援内容等を具体的に記載してください)

金額設定	(保証金・敷金) 円 (礼金) 円 (家賃月額) 円 (内共益費等 円)
募集方法	
改修工事の内容	(区画数: 区画、1区画の広さ m ²)
改修工事見積額	円
工事契約予定日	年 月 日
着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

4. 資金計画

(1) 資金調達計画

必要資金		金額(千円)	調達方法	金額(千円)
設備資金	改修工事費(補助対象経費) 備品購入費		金融機関からの借入	
			親戚、友人等からの借入	
運転資金	専門家からの指導・助言に係る経費(補助対象経費) 諸経費支払資金		自己資金	
			その他	
合計			合計	

※補助金の支払いは、原則として事業終了後の支払いとなりますので、事業実施期間中に、補助金相当分の資金を確保していただく必要があります。

(2) 収支計画

収支項目		1年目	3年目	5年目
収 入	家賃収入			
	その他収入			
	①合計			
支 出	水道光熱費			
	修繕費			
	管理委託費			
	租税公課			
	支払利息			
	その他経費			
	②合計			
利益 (①-②)				

4. 商工会議所又は商工会の指導・助言

団体記入欄	団体名	
	指導員名	印
	指導内容 特記事項	

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

同意書

(宛先) 奈良市長

住所

氏名

印

連絡先

私は、下記の者が奈良市起業家支援施設整備事業補助金を申請するに当たり、下記の物件の一部を改修することを承諾します。

記

改修に同意する物件の所在地		奈良市
改修する物件に関する権原		・所有権 ・その他()
補助金 申請者	住所又は 所在地	
	氏名又は 事業所名及び 代表者氏名	

第3号様式（第6条関係）

誓約書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者氏名

㊟

私は、奈良市起業家支援施設整備事業補助金の交付申請に当たり、次のことについて誓約します。

- 1 補助事業を完了した日から5年間は、当該事業により改修工事を行った建築物を取り壊し又は売却せず、補助事業完了後5年以上は、補助金の交付目的に従い、建築物を事業の用に供すること。
- 2 本申請において審査する際に必要な事項・内容について市が調査することを承諾すること。
- 3 1の事項に違反があったときは、速やかに市長に報告するとともに、市から受けた補助金を返還すること。

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市告示第473号

奈良市起業家出店支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市起業家出店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内で起業しようとする者に対し、事業規模の拡大等のために市内での新たな店舗又は事務所を開設するために要する改修工事の経費の一部について、予算の範囲内で奈良市起業家出店支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第1号の2に該当する者
- (2) 当該年度の4月1日時点において、起業後2年以上7年未満で、継続して同一事業を行っている者
- (3) 市内にある既存建築物を改修して、新たに店舗又は事務所を開設し、当該店舗又は事務所において従前から営んでいる事業と同一事業を行おうとする者（当該建築物の権原を有している者又は権原を有している者から同意を得た者に限る。）
- (4) 奈良商工会議所、都祁商工会又は月ヶ瀬商工会から補助金に係る事業計画の策定又は事業の遂行に必要な指導又は助言を受けた者
- (5) 市内で継続して事業を行うことが見込める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を行う者
- (2) 公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらと密接な関係を有する者
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を行う者
- (5) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行う者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事

業」という。）について、既に他の補助金の交付を受けている者

- (8) その他市長が適当でないと認める事業を行う者（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 市内にある建築物を新たな店舗又は事務所とするために要する改修工事であること。
- (2) 次条に規定する補助対象経費が15万円以上であること。
- (3) 第1号の工事の契約が補助金の交付を申請する日以後に締結されるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象事業のうち外装、内装、設備等の工事に要した経費
- (2) 補助対象事業により開設されることとなる店舗又は事務所の広報に要した経費（前号の経費の2分の1を上限とする。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）の3分の2以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付申請後、工事内容の一部変更等によって経費が増額となった場合であっても、補助金の増額は、行わない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事の契約を締結する前に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良市起業家出店支援事業補助金 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 同意書（別記第2号様式）（補助対象者以外で対象物件の改修に係る権原を有する者がある場合に限る。）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 起業後2年以上7年未満であることを明らかにする書類
- (5) 確定申告書の写し
- (6) 改修等に係る見積書の写し
- (7) 対象物件に係る図面、現況写真
- (8) 対象物件に係る補助対象者の権原を明らかにする書類の写し
- (9) 市税の滞納がない旨を証明した書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 施工業者による工事完了証明書
- (4) 工事施工後の写真
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (6) 広報実績が分かる書類及び代表的な広報物の見本
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、申請の日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(書類等の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経費を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(事業の継続)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により改修工事を行った店舗又は事務所を補助事業完了後3年間は取り壊し、又は売却してはならないものとし、補助事業完了後3年以上は、補助金の交付目的に従い、事業を継続するよう努めることとする。

2 前項の規定に反したときは、速やかに市長に報告するとともに、補助金を返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

奈良市起業家出店支援事業補助金 事業計画書

年 月 日

1. 事業所の概要

事業所名	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	
開業年月	年 月 (業歴 年)
業種	

2. 事業計画

項目	内容	
事業予定地	奈良市	
物件所有者	(申請者との関係:)	
事業コンセプト	ターゲット	
	サービス内容	
	販売等の方法	
事業の概要	(当該地域において事業を実施する必要性及び周辺地域への波及効果等)	

改修工事の内容	
改修工事見積額	円
工事契約予定日	年 月 日
着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
広報計画	
広報費見積額	円

3. 資金計画

(1) 事業資金計画

必要資金		金額(千円)	調達方法	金額(千円)
設備資金	改修工事費(補助対象経費)		金融機関からの借入	
	備品購入費		親戚、友人等からの借入	
運転資金	広報費(補助対象経費)		自己資金	
	商品仕入資金 経費支払資金		その他	
合計			合計	

※補助金の支払いは、原則として事業終了後の支払いとなりますので、事業実施期間中に、補助金相当分の資金を確保していただく必要があります。

(2) 収支計画

収支項目		事業開始時	1年目	2年目	3年目
①売上高					
②売上原価(仕入高)					
経費	人件費				
	家賃				
	支払利息				
	その他経費				
	③合計				
利益(①-②-③)					

(3) 人員計画

	事業開始時	1年目	2年目	3年目
社員				
パート・アルバイト				

4. 商工会議所又は商工会の指導・助言

団体記入欄	団体名	
	指導員名	印
	指導内容 特記事項	

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

同意書

(宛先) 奈良市長

住所

氏名

㊟

連絡先

私は、下記の者が奈良市起業家出店支援事業補助金を申請するに当たり、下記の物件の一部を改修することを承諾します。

記

改修に同意する物件の所在地		奈良市
改修する物件に関する権原		・所有権 ・その他()
補助金 申請者	住所又は 所在地	
	氏名又は 事業所名及び 代表者氏名	

第3号様式（第6条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者氏名

⑩

私は、奈良市起業家出店支援事業補助金の交付申請に当たり、次のことについて誓約します。

- 1 補助事業を完了した日から3年間は、当該事業により改修工事を行った店舗又は事務所を取り壊し又は売却せず、補助事業完了後3年以上は、補助金の交付目的に従い、事業を継続するよう努めること。
- 2 本申請において審査する際に必要な事項・内容について市が調査することを承諾すること。
- 3 1の事項に違反があったときは、速やかに市長に報告するとともに、市から受けた補助金を返還すること。

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第474号

平成27年奈良市告示第232号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第475号

平成27年奈良市告示第232号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第476号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 奈良市道路台帳補正業務
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約の日から平成28年 3月11日(金)まで
- (5) 担 当 課 奈良市建設部土木管理課
電話 0742-34-4893

以下省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第477号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 奈良市庁舎耐震診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年 2月29日まで
- (4) 業務概要 診断業務委託 庁舎 3棟
- (5) 予定価格 21,256千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 17,004千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第478号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なら100年会館他 2 施設太陽光発電設備設置その他工事に伴う設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市三条宮前町 7 番 1 号他
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年 2月26日まで
- (4) 業務概要 太陽光発電設備設置その他工事に伴う設計業務委託
なら100年会館
北部会館
針テラス情報館
- (5) 予定価格 12,072千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 9,257千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第479号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 ならまちセンター整備工事に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市東寺林町38番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年10月30日まで
- (4) 業務概要 設計業務委託一式
- (5) 予定価格 6,940千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 5,323千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第480号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業

者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

【介護予防通所介護・通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106486	奈良市南京終町19番地1	青春倶楽部	奈良市南京終町13番地の4	社会福祉法人楽慈会	平成27年5月31日
2970106379	奈良市二名平野二丁目2148-2	デイサービス葡萄の森	奈良市二名平野二丁目2148-2	株式会社メディカルサポートコンシェルジュ	平成27年6月30日

【介護予防訪問介護・訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105850	奈良市佐紀町3106番地	介護サービスセンター佐紀	奈良市佐紀町3106番地	株式会社ユニオンノック	平成27年6月30日
2970105462	奈良市紀寺町634-1	Lifeケアひなた	奈良市紀寺町634-1	株式会社かがやき美司宏会	平成27年6月30日

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び

指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107013	奈良市田中町602番1	ケアハウスなら清寿苑	天理市中之庄町532番1	社会福祉法人大和清寿会	平成27年7月1日
2970107005	奈良市六条西一丁目1番33号	リゾートデイサービスハッピーリライフ	奈良市六条二丁目7番7号	株式会社ハッピーサービスグループ	平成27年7月1日
2970107021	奈良市法華寺町1210 T Mビル105号室	ジョイール法華寺機能訓練デイサービス	奈良県生駒市鹿ノ台西三丁目26番地16	株式会社ジョイール	平成27年7月1日

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び

指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107039	奈良市学園北一丁目3番2号	デイサービスセンターらくじ苑学園前	奈良市南京終町13番地の4	社会福祉法人楽慈会	平成27年7月1日

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市告示第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月1日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年2月6日 奈良市指令都整開 第14A-36号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月1日 第1472号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園北二丁目1090番84

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北二丁目12番26号
小林 礼子
(平成27年7月1日揭示済)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。
平成27年7月1日

奈良市告示第484号

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成27年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101803	株式会社ハッピーライフ	630-8013	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号 協栄ビル201号	障害福祉サービス ハッピーライフ	630-8013	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号 協栄ビル201号	同行援護 行動援護
2910102371	合同会社リカバリー	630-8101	奈良県奈良市青山三丁目1 青山団地20棟102号	ヘルパーステーションリカバリー	630-8101	奈良県奈良市青山三丁目1 青山団地20棟102号	居宅介護 重度訪問介護
2910102405	社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会	635-0154	奈良県高市郡高取町観音寺1382番地	はなばたけ	630-8343	奈良県奈良市椿井町10	短期入所

(平成27年7月1日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

奈良市告示第485号

平成27年7月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 平成27年6月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102207	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406番地の1 東大寺本坊内	東大寺整肢園	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	療養介護
2910101605	株式会社かがやき美司宏会	630-8306	奈良県奈良市紀寺町634-1	Lifeケアひなた	630-8306	奈良県奈良市紀寺町634-1	居宅介護 重度訪問介護
2910102025	株式会社ユニオンノック	630-8003	奈良県奈良市佐紀町3106	介護サービスセンター佐紀	630-8003	奈良県奈良市佐紀町3106	居宅介護 重度訪問介護

(平成27年7月1日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

奈良市告示第486号

平成27年7月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ゆめはんな歯科クリニック高の原	奈良県奈良市右京一丁目6-1 イオンモール高の原3F	平成27年7月1日

(平成27年7月1日揭示済)

に供します。
平成27年7月2日

奈良市告示第487号

奈良市長 仲川元庸

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
左京五丁目地区計画

3 地区計画の位置
奈良市左京五丁目の一部

4 地区計画の区域
別紙図面のとおり

5 地区計画の面積
約4.4ha

6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間
平成27年7月3日から同年7月17日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする方は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画課に平成27年7月24日までに必着するように提出してください。

別紙省略
(平成27年7月2日揭示済)

奈良市告示第488号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月3日
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年7月2日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内

は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年7月3日揭示済)

奈良市告示第489号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年7月3日
奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略
(平成27年7月3日揭示済)

奈良市告示第490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月3日
奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年2月4日 奈良市指令都整開 第14A-32号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月3日 第1473号
公共施設 平成27年7月3日 第693号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中町3475番2、3504番1、5994番及び5995番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町519番地の21
有限会社 若狭住宅 代表取締役 濱岸邦雄
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市中町3475番2の一部及び3504番1の一部
(平成27年7月3日揭示済)

奈良市告示第491号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年7月3日
奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者

省略

(平成27年 7月 3日 掲 示 済)

奈良市告示第492号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年 7月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年 7月 3日 掲 示 済)

奈良市告示第493号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成27年10月25日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成27年 7月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成27年 7月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年 7月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年 6月 8日
名称	主たる事務所の所在地		
なないろクリニック	奈良県奈良市中山町西三丁目218番地		
池島 英之	奈良県奈良市大宮町2-3 東急ドエル奈良パークビレッジ5-201		

(平成27年 7月 7日 掲 示 済)

以下省略

(平成27年 7月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第495号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年 7月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年 7月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

1. この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
平成26年度市・県民税	第1期	平成26年 7月18日	平成26年 7月31日
平成26年度市・県民税	第2期	平成26年 9月19日	平成26年 9月30日
平成26年度市・県民税	第3期	平成26年11月20日	平成26年12月 1日
平成26年度市・県民税	第4期	平成27年 2月20日	平成27年 3月 2日

2. この公示送達により変更した後の納期限

平成27年 7月25日

奈良市告示第496号

平成26年度市・県民税第1期、第2期、第3期、第4期、第4期（納期変更分）督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成27年 7月 8日

奈良市長 仲 川 元 庸

3. 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成27年7月8日揭示済)

治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第497号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市定住促進事業業務委託
業務内容	本市への流入人口を増やし、定住促進に結びつけるため近畿圏内の若年層、特に子育て世帯を対象とし、奈良市の伝えきれていない魅力や新たな取り組みについて積極的にPRする。定住促進コンサルティング業務、移住者向けの広報物作成、移住・定住イベントの参加や企画運営を行い、定住促進に特化したホームページを開設する。
委託期間	契約日から平成28年3月31日まで
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	10,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

以下省略

(平成27年7月8日揭示済)

基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	西部第3号線	奈良市北登美ヶ丘二丁目 1400番355地先から	奈良市北登美ヶ丘二丁目 1732番地先まで	L = 97.4 W = 2.7~4.8

(平成27年7月9日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	西部第3号線	北登美ヶ丘一丁目 1400番497地先から	生駒市鹿畑町 3014番地先まで	L = 163.2 W = 4.0~6.0
2	西部第1376号線	北登美ヶ丘二丁目 2097番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2019番地先まで	L = 31.0 W = 6.0
3	西部第1377号線	北登美ヶ丘二丁目 2085番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先まで	L = 39.0 W = 6.0
4	西部第1378号線	北登美ヶ丘二丁目 2084番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先まで	L = 282.0 W = 6.0~8.5
5	西部第1379号線	北登美ヶ丘二丁目 2064番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2027番地先まで	L = 86.0 W = 6.0
6	西部第1380号線	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2076番地先まで	L = 30.0 W = 6.0
7	西部第1381号線	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2054番地先まで	L = 88.0 W = 6.0
8	西部第1382号線	北登美ヶ丘二丁目 2017番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2028番地先まで	L = 32.0 W = 4.0
9	西部第1383号線	中登美ヶ丘六丁目 114番地先から	中登美ヶ丘六丁目 498番地先まで	L = 740.0 W = 6.0~11.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
10	西部第1384号線	中登美ヶ丘六丁目 459番地先から	中登美ヶ丘六丁目 362番地先まで	L = 330.0 W = 6.0
11	西部第1385号線	北登美ヶ丘二丁目 2066番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2014番地先まで	L = 181.0 W = 6.0
12	西部第1386号線	中登美ヶ丘六丁目 361番地先から	中登美ヶ丘六丁目 367番地先まで	L = 68.4 W = 6.0~15.5
13	西部第1387号線	中登美ヶ丘六丁目 367番地先から	中登美ヶ丘六丁目 368番地先まで	L = 20.0 W = 4.0
14	西部第1388号線	中登美ヶ丘六丁目 498番地先から	中登美ヶ丘六丁目 403番地先まで	L = 359.8 W = 6.0
15	西部第1389号線	中登美ヶ丘六丁目 420番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 39.6 W = 4.0~14.0
16	西部第1390号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 31.0 W = 6.0~8.0
17	西部第1391号線	中登美ヶ丘六丁目 413番地先から	中登美ヶ丘六丁目 397番地先まで	L = 70.2 W = 6.0
18	西部第1392号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 473番地先まで	L = 12.8 W = 6.0
19	西部第1393号線	中登美ヶ丘六丁目 390番地先から	中登美ヶ丘六丁目 391番地先まで	L = 9.8 W = 6.0
20	西部第1394号線	中登美ヶ丘六丁目 383番地先から	中登美ヶ丘六丁目 382番地先まで	L = 13.0 W = 5.5
21	西部第1395号線	中登美ヶ丘六丁目 350番地先から	中登美ヶ丘六丁目 104番地先まで	L = 128.6 W = 20.0
22	西部第1396号線	中登美ヶ丘六丁目 103番地先から	中登美ヶ丘六丁目 101番地先まで	L = 126.0 W = 9.0
23	西部第1397号線	中登美ヶ丘六丁目 216番地先から	中登美ヶ丘六丁目 179番地先まで	L = 400.3 W = 6.0
24	西部第1398号線	中登美ヶ丘六丁目 201番地先から	中登美ヶ丘六丁目 191番地先まで	L = 58.4 W = 6.0~11.0
25	西部第1399号線	中登美ヶ丘六丁目 204番地先から	中登美ヶ丘六丁目 193番地先まで	L = 32.8 W = 4.0~5.0
26	西部第1400号線	中登美ヶ丘六丁目 312番地先から	中登美ヶ丘六丁目 170番地先まで	L = 252.6 W = 6.0~10.0
27	西部第1401号線	中登美ヶ丘六丁目 313番地先から	中登美ヶ丘六丁目 244番地先まで	L = 319.0 W = 6.0
28	西部第1402号線	中登美ヶ丘六丁目 246番地先から	中登美ヶ丘六丁目 234番地先まで	L = 22.8 W = 4.0
29	西部第1403号線	中登美ヶ丘六丁目 240番地先から	中登美ヶ丘六丁目 246番地先まで	L = 35.6 W = 6.0~8.0
30	西部第1404号線	中登美ヶ丘六丁目 291番地先から	中登美ヶ丘六丁目 205番地先まで	L = 84.0 W = 6.0
31	西部第1405号線	中登美ヶ丘六丁目 167番地先から	中登美ヶ丘六丁目 166番地先まで	L = 51.8 W = 4.0
32	西部第1406号線	中登美ヶ丘六丁目 166番地先から	中登美ヶ丘六丁目 115番地先まで	L = 39.8 W = 6.0
33	西部第1407号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 292番地先まで	L = 380.0 W = 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
34	西部第1408号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 136番地先まで	L = 97.0 W = 6.0
35	西部第1409号線	中登美ヶ丘六丁目 119番地先から	中登美ヶ丘六丁目 118番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
36	西部第1410号線	中登美ヶ丘五丁目 151番地先から	中登美ヶ丘五丁目 175番地先まで	L = 376.0 W = 6.0
37	西部第1411号線	中登美ヶ丘五丁目 191番地先から	中登美ヶ丘五丁目 168番地先まで	L = 116.4 W = 6.0
38	西部第1412号線	中登美ヶ丘五丁目 206番地先から	中登美ヶ丘五丁目 167番地先まで	L = 15.4 W = 4.0
39	西部第1413号線	中登美ヶ丘五丁目 163番地先から	中登美ヶ丘五丁目 162番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
40	西部第1414号線	中登美ヶ丘五丁目 238番地先から	中登美ヶ丘五丁目 147番地先まで	L = 33.8 W = 6.0
41	西部第1415号線	中登美ヶ丘五丁目 231番地先から	中登美ヶ丘五丁目 142番地先まで	L = 411.2 W = 6.0~10.0
42	西部第1416号線	中登美ヶ丘五丁目 146番地先から	中登美ヶ丘五丁目 126番地先まで	L = 96.8 W = 6.0
43	西部第1417号線	中登美ヶ丘五丁目 131番地先から	中登美ヶ丘五丁目 156番地先まで	L = 54.2 W = 6.0
44	西部第1418号線	中登美ヶ丘五丁目 152番地先から	中登美ヶ丘五丁目 125番地先まで	L = 8.2 W = 6.0
45	西部第1419号線	中登美ヶ丘五丁目 78番地先から	中登美ヶ丘五丁目 96番地先まで	L = 316.0 W = 6.0
46	西部第1420号線	中登美ヶ丘五丁目 97番地先から	中登美ヶ丘五丁目 101番地先まで	L = 32.5 W = 4.0
47	西部第1421号線	中登美ヶ丘五丁目 115番地先から	中登美ヶ丘五丁目 272番地先まで	L = 65.0 W = 6.0
48	西部第1422号線	中登美ヶ丘五丁目 45番地先から	中登美ヶ丘五丁目 59番地先まで	L = 305.0 W = 6.0
49	西部第1423号線	中登美ヶ丘五丁目 69番地先から	中登美ヶ丘五丁目 60番地先まで	L = 32.5 W = 8.0
50	西部第1424号線	中登美ヶ丘五丁目 68番地先から	中登美ヶ丘五丁目 61番地先まで	L = 25.0 W = 6.0~8.0
51	西部第1425号線	中登美ヶ丘五丁目 67番地先から	中登美ヶ丘五丁目 294番地先まで	L = 224.0 W = 6.0~10.0
52	西部第1426号線	中登美ヶ丘五丁目 39番地先から	中登美ヶ丘五丁目 40番地先まで	L = 11.4 W = 4.0
53	西部第1427号線	中登美ヶ丘五丁目 43番地先から	中登美ヶ丘五丁目 299番地先まで	L = 26.9 W = 6.0
54	西部第1428号線	中登美ヶ丘五丁目 22番地先から	中登美ヶ丘五丁目 36番地先まで	L = 265.0 W = 6.0
55	西部第1429号線	中登美ヶ丘五丁目 26番地先から	中登美ヶ丘五丁目 35番地先まで	L = 38.3 W = 6.0~14.0
56	西部第1430号線	中登美ヶ丘五丁目 25番地先から	中登美ヶ丘五丁目 27番地先まで	L = 23.8 W = 8.0
57	西部第1431号線	中登美ヶ丘五丁目 13番地先から	中登美ヶ丘五丁目 313番地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.4

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
58	西部第1432号線	中登美ヶ丘五丁目 11番地先から	中登美ヶ丘五丁目 10番地先まで	L = 16.6 W = 4.0
59	西部第1433号線	中登美ヶ丘六丁目 156番地先から	中登美ヶ丘六丁目 142番地先まで	L = 31.0 W = 4.0
60	西部第1434号線	中登美ヶ丘六丁目 261番地先から	中登美ヶ丘六丁目 114番地先まで	L = 16.2 W = 4.0

(平成27年7月9日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	西部第3号線	北登美ヶ丘一丁目 1400番497地先から	生駒市鹿畑町 3014番地先まで	L = 163.2 W = 4.0~6.0
2	西部第1376号線	北登美ヶ丘二丁目 2097番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2019番地先まで	L = 31.0 W = 6.0
3	西部第1377号線	北登美ヶ丘二丁目 2085番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先まで	L = 39.0 W = 6.0
4	西部第1378号線	北登美ヶ丘二丁目 2084番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先まで	L = 282.0 W = 6.0~8.5
5	西部第1379号線	北登美ヶ丘二丁目 2064番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2027番地先まで	L = 86.0 W = 6.0
6	西部第1380号線	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2076番地先まで	L = 30.0 W = 6.0
7	西部第1381号線	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2054番地先まで	L = 88.0 W = 6.0
8	西部第1382号線	北登美ヶ丘二丁目 2017番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2028番地先まで	L = 32.0 W = 4.0
9	西部第1383号線	中登美ヶ丘六丁目 114番地先から	中登美ヶ丘六丁目 498番地先まで	L = 740.0 W = 6.0~11.0
10	西部第1384号線	中登美ヶ丘六丁目 459番地先から	中登美ヶ丘六丁目 362番地先まで	L = 330.0 W = 6.0
11	西部第1385号線	北登美ヶ丘二丁目 2066番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2014番地先まで	L = 181.0 W = 6.0
12	西部第1386号線	中登美ヶ丘六丁目 361番地先から	中登美ヶ丘六丁目 367番地先まで	L = 68.4 W = 6.0~15.5
13	西部第1387号線	中登美ヶ丘六丁目 367番地先から	中登美ヶ丘六丁目 368番地先まで	L = 20.0 W = 4.0
14	西部第1388号線	中登美ヶ丘六丁目 498番地先から	中登美ヶ丘六丁目 403番地先まで	L = 359.8 W = 6.0
15	西部第1389号線	中登美ヶ丘六丁目 420番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 39.6 W = 4.0~14.0
16	西部第1390号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 31.0 W = 6.0~8.0
17	西部第1391号線	中登美ヶ丘六丁目 413番地先から	中登美ヶ丘六丁目 397番地先まで	L = 70.2 W = 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
18	西部第1392号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 473番地先まで	L = 12.8 W = 6.0
19	西部第1393号線	中登美ヶ丘六丁目 390番地先から	中登美ヶ丘六丁目 391番地先まで	L = 9.8 W = 6.0
20	西部第1394号線	中登美ヶ丘六丁目 383番地先から	中登美ヶ丘六丁目 382番地先まで	L = 13.0 W = 5.5
21	西部第1395号線	中登美ヶ丘六丁目 350番地先から	中登美ヶ丘六丁目 104番地先まで	L = 128.6 W = 20.0
22	西部第1396号線	中登美ヶ丘六丁目 103番地先から	中登美ヶ丘六丁目 101番地先まで	L = 126.0 W = 9.0
23	西部第1397号線	中登美ヶ丘六丁目 216番地先から	中登美ヶ丘六丁目 179番地先まで	L = 400.3 W = 6.0
24	西部第1398号線	中登美ヶ丘六丁目 201番地先から	中登美ヶ丘六丁目 191番地先まで	L = 58.4 W = 6.0~11.0
25	西部第1399号線	中登美ヶ丘六丁目 204番地先から	中登美ヶ丘六丁目 193番地先まで	L = 32.8 W = 4.0~5.0
26	西部第1400号線	中登美ヶ丘六丁目 312番地先から	中登美ヶ丘六丁目 170番地先まで	L = 252.6 W = 6.0~10.0
27	西部第1401号線	中登美ヶ丘六丁目 313番地先から	中登美ヶ丘六丁目 244番地先まで	L = 319.0 W = 6.0
28	西部第1402号線	中登美ヶ丘六丁目 246番地先から	中登美ヶ丘六丁目 234番地先まで	L = 22.8 W = 4.0
29	西部第1403号線	中登美ヶ丘六丁目 240番地先から	中登美ヶ丘六丁目 246番地先まで	L = 35.6 W = 6.0~8.0
30	西部第1404号線	中登美ヶ丘六丁目 291番地先から	中登美ヶ丘六丁目 205番地先まで	L = 84.0 W = 6.0
31	西部第1405号線	中登美ヶ丘六丁目 167番地先から	中登美ヶ丘六丁目 166番地先まで	L = 51.8 W = 4.0
32	西部第1406号線	中登美ヶ丘六丁目 166番地先から	中登美ヶ丘六丁目 115番地先まで	L = 39.8 W = 6.0
33	西部第1407号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 292番地先まで	L = 380.0 W = 6.0
34	西部第1408号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 136番地先まで	L = 97.0 W = 6.0
35	西部第1409号線	中登美ヶ丘六丁目 119番地先から	中登美ヶ丘六丁目 118番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
36	西部第1410号線	中登美ヶ丘五丁目 151番地先から	中登美ヶ丘五丁目 175番地先まで	L = 376.0 W = 6.0
37	西部第1411号線	中登美ヶ丘五丁目 191番地先から	中登美ヶ丘五丁目 168番地先まで	L = 116.4 W = 6.0
38	西部第1412号線	中登美ヶ丘五丁目 206番地先から	中登美ヶ丘五丁目 167番地先まで	L = 15.4 W = 4.0
39	西部第1413号線	中登美ヶ丘五丁目 163番地先から	中登美ヶ丘五丁目 162番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
40	西部第1414号線	中登美ヶ丘五丁目 238番地先から	中登美ヶ丘五丁目 147番地先まで	L = 33.8 W = 6.0
41	西部第1415号線	中登美ヶ丘五丁目 231番地先から	中登美ヶ丘五丁目 142番地先まで	L = 411.2 W = 6.0~10.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
42	西部第1416号線	中登美ヶ丘五丁目 146番地先から	中登美ヶ丘五丁目 126番地先まで	L = 96.8 W = 6.0
43	西部第1417号線	中登美ヶ丘五丁目 131番地先から	中登美ヶ丘五丁目 156番地先まで	L = 54.2 W = 6.0
44	西部第1418号線	中登美ヶ丘五丁目 152番地先から	中登美ヶ丘五丁目 125番地先まで	L = 8.2 W = 6.0
45	西部第1419号線	中登美ヶ丘五丁目 78番地先から	中登美ヶ丘五丁目 96番地先まで	L = 316.0 W = 6.0
46	西部第1420号線	中登美ヶ丘五丁目 97番地先から	中登美ヶ丘五丁目 101番地先まで	L = 32.5 W = 4.0
47	西部第1421号線	中登美ヶ丘五丁目 115番地先から	中登美ヶ丘五丁目 272番地先まで	L = 65.0 W = 6.0
48	西部第1422号線	中登美ヶ丘五丁目 45番地先から	中登美ヶ丘五丁目 59番地先まで	L = 305.0 W = 6.0
49	西部第1423号線	中登美ヶ丘五丁目 69番地先から	中登美ヶ丘五丁目 60番地先まで	L = 32.5 W = 8.0
50	西部第1424号線	中登美ヶ丘五丁目 68番地先から	中登美ヶ丘五丁目 61番地先まで	L = 25.0 W = 6.0~8.0
51	西部第1425号線	中登美ヶ丘五丁目 67番地先から	中登美ヶ丘五丁目 294番地先まで	L = 224.0 W = 6.0~10.0
52	西部第1426号線	中登美ヶ丘五丁目 39番地先から	中登美ヶ丘五丁目 40番地先まで	L = 11.4 W = 4.0
53	西部第1427号線	中登美ヶ丘五丁目 43番地先から	中登美ヶ丘五丁目 299番地先まで	L = 26.9 W = 6.0
54	西部第1428号線	中登美ヶ丘五丁目 22番地先から	中登美ヶ丘五丁目 36番地先まで	L = 265.0 W = 6.0
55	西部第1429号線	中登美ヶ丘五丁目 26番地先から	中登美ヶ丘五丁目 35番地先まで	L = 38.3 W = 6.0~14.0
56	西部第1430号線	中登美ヶ丘五丁目 25番地先から	中登美ヶ丘五丁目 27番地先まで	L = 23.8 W = 8.0
57	西部第1431号線	中登美ヶ丘五丁目 13番地先から	中登美ヶ丘五丁目 313番地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.4
58	西部第1432号線	中登美ヶ丘五丁目 11番地先から	中登美ヶ丘五丁目 10番地先まで	L = 16.6 W = 4.0
56	西部第1433号線	中登美ヶ丘六丁目 156番地先から	中登美ヶ丘六丁目 142番地先まで	L = 31.0 W = 4.0
60	西部第1434号線	中登美ヶ丘六丁目 261番地先から	中登美ヶ丘六丁目 114番地先まで	L = 16.2 W = 4.0

(平成27年7月9日掲示済)

始します。

奈良市告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成27年7月9日から次のように道路の供用を開

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	西部第3号線	北登美ヶ丘一丁目 1400番497地先から	生駒市鹿畑町 3014番地先まで	L = 163.2 W = 4.0~6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
2	西部第1376号線	北登美ヶ丘二丁目 2097番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2019番地先まで	L = 31.0 W = 6.0
3	西部第1377号線	北登美ヶ丘二丁目 2085番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先まで	L = 39.0 W = 6.0
4	西部第1378号線	北登美ヶ丘二丁目 2084番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先まで	L = 282.0 W = 6.0~8.5
5	西部第1379号線	北登美ヶ丘二丁目 2064番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2027番地先まで	L = 86.0 W = 6.0
6	西部第1380号線	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2076番地先まで	L = 30.0 W = 6.0
7	西部第1381号線	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2054番地先まで	L = 88.0 W = 6.0
8	西部第1382号線	北登美ヶ丘二丁目 2017番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2028番地先まで	L = 32.0 W = 4.0
9	西部第1383号線	中登美ヶ丘六丁目 114番地先から	中登美ヶ丘六丁目 498番地先まで	L = 740.0 W = 6.0~11.0
10	西部第1384号線	中登美ヶ丘六丁目 459番地先から	中登美ヶ丘六丁目 362番地先まで	L = 330.0 W = 6.0
11	西部第1385号線	北登美ヶ丘二丁目 2066番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2014番地先まで	L = 181.0 W = 6.0
12	西部第1386号線	中登美ヶ丘六丁目 361番地先から	中登美ヶ丘六丁目 367番地先まで	L = 68.4 W = 6.0~15.5
13	西部第1387号線	中登美ヶ丘六丁目 367番地先から	中登美ヶ丘六丁目 368番地先まで	L = 20.0 W = 4.0
14	西部第1388号線	中登美ヶ丘六丁目 498番地先から	中登美ヶ丘六丁目 403番地先まで	L = 359.8 W = 6.0
15	西部第1389号線	中登美ヶ丘六丁目 420番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 39.6 W = 4.0~14.0
16	西部第1390号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 31.0 W = 6.0~8.0
17	西部第1391号線	中登美ヶ丘六丁目 413番地先から	中登美ヶ丘六丁目 397番地先まで	L = 70.2 W = 6.0
18	西部第1392号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 473番地先まで	L = 12.8 W = 6.0
19	西部第1393号線	中登美ヶ丘六丁目 390番地先から	中登美ヶ丘六丁目 391番地先まで	L = 9.8 W = 6.0
20	西部第1394号線	中登美ヶ丘六丁目 383番地先から	中登美ヶ丘六丁目 382番地先まで	L = 13.0 W = 5.5
21	西部第1395号線	中登美ヶ丘六丁目 350番地先から	中登美ヶ丘六丁目 104番地先まで	L = 128.6 W = 20.0
22	西部第1396号線	中登美ヶ丘六丁目 103番地先から	中登美ヶ丘六丁目 101番地先まで	L = 126.0 W = 9.0
23	西部第1397号線	中登美ヶ丘六丁目 216番地先から	中登美ヶ丘六丁目 179番地先まで	L = 400.3 W = 6.0
24	西部第1398号線	中登美ヶ丘六丁目 201番地先から	中登美ヶ丘六丁目 191番地先まで	L = 58.4 W = 6.0~11.0
25	西部第1399号線	中登美ヶ丘六丁目 204番地先から	中登美ヶ丘六丁目 193番地先まで	L = 32.8 W = 4.0~5.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
26	西部第1400号線	中登美ヶ丘六丁目 312番地先から	中登美ヶ丘六丁目 170番地先まで	L = 252.6 W = 6.0~10.0
27	西部第1401号線	中登美ヶ丘六丁目 313番地先から	中登美ヶ丘六丁目 244番地先まで	L = 319.0 W = 6.0
28	西部第1402号線	中登美ヶ丘六丁目 246番地先から	中登美ヶ丘六丁目 234番地先まで	L = 22.8 W = 4.0
29	西部第1403号線	中登美ヶ丘六丁目 240番地先から	中登美ヶ丘六丁目 246番地先まで	L = 35.6 W = 6.0~8.0
30	西部第1404号線	中登美ヶ丘六丁目 291番地先から	中登美ヶ丘六丁目 205番地先まで	L = 84.0 W = 6.0
31	西部第1405号線	中登美ヶ丘六丁目 167番地先から	中登美ヶ丘六丁目 166番地先まで	L = 51.8 W = 4.0
32	西部第1406号線	中登美ヶ丘六丁目 166番地先から	中登美ヶ丘六丁目 115番地先まで	L = 39.8 W = 6.0
33	西部第1407号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 292番地先まで	L = 380.0 W = 6.0
34	西部第1408号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 136番地先まで	L = 97.0 W = 6.0
35	西部第1409号線	中登美ヶ丘六丁目 119番地先から	中登美ヶ丘六丁目 118番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
36	西部第1410号線	中登美ヶ丘五丁目 151番地先から	中登美ヶ丘五丁目 175番地先まで	L = 376.0 W = 6.0
37	西部第1411号線	中登美ヶ丘五丁目 191番地先から	中登美ヶ丘五丁目 168番地先まで	L = 116.4 W = 6.0
38	西部第1412号線	中登美ヶ丘五丁目 206番地先から	中登美ヶ丘五丁目 167番地先まで	L = 15.4 W = 4.0
39	西部第1413号線	中登美ヶ丘五丁目 163番地先から	中登美ヶ丘五丁目 162番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
40	西部第1414号線	中登美ヶ丘五丁目 238番地先から	中登美ヶ丘五丁目 147番地先まで	L = 33.8 W = 6.0
41	西部第1415号線	中登美ヶ丘五丁目 231番地先から	中登美ヶ丘五丁目 142番地先まで	L = 411.2 W = 6.0~10.0
42	西部第1416号線	中登美ヶ丘五丁目 146番地先から	中登美ヶ丘五丁目 126番地先まで	L = 96.8 W = 6.0
43	西部第1417号線	中登美ヶ丘五丁目 131番地先から	中登美ヶ丘五丁目 156番地先まで	L = 54.2 W = 6.0
44	西部第1418号線	中登美ヶ丘五丁目 152番地先から	中登美ヶ丘五丁目 125番地先まで	L = 8.2 W = 6.0
45	西部第1419号線	中登美ヶ丘五丁目 78番地先から	中登美ヶ丘五丁目 96番地先まで	L = 316.0 W = 6.0
46	西部第1420号線	中登美ヶ丘五丁目 97番地先から	中登美ヶ丘五丁目 101番地先まで	L = 32.5 W = 4.0
47	西部第1421号線	中登美ヶ丘五丁目 115番地先から	中登美ヶ丘五丁目 272番地先まで	L = 65.0 W = 6.0
48	西部第1422号線	中登美ヶ丘五丁目 45番地先から	中登美ヶ丘五丁目 59番地先まで	L = 305.0 W = 6.0
49	西部第1423号線	中登美ヶ丘五丁目 69番地先から	中登美ヶ丘五丁目 60番地先まで	L = 32.5 W = 8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
50	西部第1424号線	中登美ヶ丘五丁目 68番地先から	中登美ヶ丘五丁目 61番地先まで	L = 25.0 W = 6.0~8.0
51	西部第1425号線	中登美ヶ丘五丁目 67番地先から	中登美ヶ丘五丁目 294番地先まで	L = 224.0 W = 6.0~10.0
52	西部第1426号線	中登美ヶ丘五丁目 39番地先から	中登美ヶ丘五丁目 40番地先まで	L = 11.4 W = 4.0
53	西部第1427号線	中登美ヶ丘五丁目 43番地先から	中登美ヶ丘五丁目 299番地先まで	L = 26.9 W = 6.0
54	西部第1428号線	中登美ヶ丘五丁目 22番地先から	中登美ヶ丘五丁目 36番地先まで	L = 265.0 W = 6.0
55	西部第1429号線	中登美ヶ丘五丁目 26番地先から	中登美ヶ丘五丁目 35番地先まで	L = 38.3 W = 6.0~14.0
56	西部第1430号線	中登美ヶ丘五丁目 25番地先から	中登美ヶ丘五丁目 27番地先まで	L = 23.8 W = 8.0
57	西部第1431号線	中登美ヶ丘五丁目 13番地先から	中登美ヶ丘五丁目 313番地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.4
58	西部第1432号線	中登美ヶ丘五丁目 11番地先から	中登美ヶ丘五丁目 10番地先まで	L = 16.6 W = 4.0
59	西部第1433号線	中登美ヶ丘六丁目 156番地先から	中登美ヶ丘六丁目 142番地先まで	L = 31.0 W = 4.0
60	西部第1434号線	中登美ヶ丘六丁目 261番地先から	中登美ヶ丘六丁目 114番地先まで	L = 16.2 W = 4.0

(平成27年7月9日揭示済)

奈良市告示第502号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成27年7月9日から歩行者専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	西部第3号線	北登美ヶ丘一丁目 1400番497地先から	生駒市鹿畑町 3014番地先まで	L = 163.2 W = 4.0~6.0
2	西部第1376号線	北登美ヶ丘二丁目 2097番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2019番地先まで	L = 31.0 W = 6.0
3	西部第1377号線	北登美ヶ丘二丁目 2085番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先まで	L = 39.0 W = 6.0
4	西部第1380号線	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2076番地先まで	L = 30.0 W = 6.0
5	西部第1382号線	北登美ヶ丘二丁目 2017番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2028番地先まで	L = 32.0 W = 4.0
6	西部第1387号線	中登美ヶ丘六丁目 367番地先から	中登美ヶ丘六丁目 368番地先まで	L = 20.0 W = 4.0
7	西部第1389号線	中登美ヶ丘六丁目 420番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 39.6 W = 4.0~14.0
8	西部第1393号線	中登美ヶ丘六丁目 390番地先から	中登美ヶ丘六丁目 391番地先まで	L = 9.8 W = 6.0
9	西部第1394号線	中登美ヶ丘六丁目 383番地先から	中登美ヶ丘六丁目 382番地先まで	L = 13.0 W = 5.5

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
10	西部第1395号線	中登美ヶ丘六丁目 350番地先から	中登美ヶ丘六丁目 104番地先まで	L = 128.6 W = 20.0
11	西部第1399号線	中登美ヶ丘六丁目 204番地先から	中登美ヶ丘六丁目 193番地先まで	L = 32.8 W = 4.0~5.0
12	西部第1402号線	中登美ヶ丘六丁目 246番地先から	中登美ヶ丘六丁目 234番地先まで	L = 22.8 W = 4.0
13	西部第1404号線	中登美ヶ丘六丁目 291番地先から	中登美ヶ丘六丁目 205番地先まで	L = 84.0 W = 6.0
14	西部第1405号線	中登美ヶ丘六丁目 167番地先から	中登美ヶ丘六丁目 166番地先まで	L = 51.8 W = 4.0
15	西部第1406号線	中登美ヶ丘六丁目 166番地先から	中登美ヶ丘六丁目 115番地先まで	L = 39.8 W = 6.0
16	西部第1409号線	中登美ヶ丘六丁目 119番地先から	中登美ヶ丘六丁目 118番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
17	西部第1412号線	中登美ヶ丘五丁目 206番地先から	中登美ヶ丘五丁目 167番地先まで	L = 15.4 W = 4.0
18	西部第1413号線	中登美ヶ丘五丁目 163番地先から	中登美ヶ丘五丁目 162番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
19	西部第1414号線	中登美ヶ丘五丁目 238番地先から	中登美ヶ丘五丁目 147番地先まで	L = 33.8 W = 6.0
20	西部第1418号線	中登美ヶ丘五丁目 152番地先から	中登美ヶ丘五丁目 125番地先まで	L = 8.2 W = 6.0
21	西部第1420号線	中登美ヶ丘五丁目 97番地先から	中登美ヶ丘五丁目 101番地先まで	L = 32.5 W = 4.0
22	西部第1421号線	中登美ヶ丘五丁目 115番地先から	中登美ヶ丘五丁目 272番地先まで	L = 65.0 W = 6.0
23	西部第1423号線	中登美ヶ丘五丁目 69番地先から	中登美ヶ丘五丁目 60番地先まで	L = 32.5 W = 8.0
24	西部第1426号線	中登美ヶ丘五丁目 39番地先から	中登美ヶ丘五丁目 40番地先まで	L = 11.4 W = 4.0
25	西部第1427号線	中登美ヶ丘五丁目 43番地先から	中登美ヶ丘五丁目 299番地先まで	L = 26.9 W = 6.0
26	西部第1430号線	中登美ヶ丘五丁目 25番地先から	中登美ヶ丘五丁目 27番地先まで	L = 23.8 W = 8.0
27	西部第1432号線	中登美ヶ丘五丁目 11番地先から	中登美ヶ丘五丁目 10番地先まで	L = 16.6 W = 4.0
28	西部第1433号線	中登美ヶ丘六丁目 156番地先から	中登美ヶ丘六丁目 142番地先まで	L = 31.0 W = 4.0

(平成27年 7月 9日 掲 示 済)

奈良市告示第503号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年 7月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市平松二丁目245番4の一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	26.40m
指定年月日	平成27年 7月10日

指定番号	第H2618号
------	---------

(平成27年7月10日揭示済)

奈良市告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年2月4日 奈良市指令都整開 第14A-40号
平成27年6月16日 奈良市指令都整開 第14A-40-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月10日 第1474号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠新町337番1の一部、338番1、338番2及び339番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市秋篠新町338番
社会福祉法人 奈良YMCA福祉会
理事長 林 秀彦

(平成27年7月10日揭示済)

奈良市告示第505号

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年7月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定に基づき認定された奈良市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）において設定された重点区域内に所在する建造物（以下「建造物」という。）の所有者等に対し、建造物の修理に要する経費について、予算の範囲内で歴史的風致形成建造物保存整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「重点区域」とは、計画において設定された奈良町及び奈良公園地区重点区域のうち、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により奈良町都市景観形

成地区として指定された区域を除いた区域をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、重点区域内に所在する建造物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た者に限る。）であって、次条の補助対象事業を行う者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、重点区域内に所在する次の各号のいずれかに該当する建造物を、市長が別に定める修理基準により、伝統的な建築様式に、部分修理、屋根葺き替え修理、塗装修理等を行う事業をいう。

(1) 伝統的な形式を保ち、又は外観の改造（小規模なものに限る。）をしているが、周囲と調和しているものと市長が認めたもの

(2) 外観の改造をしているが、伝統的な形式への復元が可能な建造物と市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 次条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業

(2) 修理が複数年度にわたる事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、次項に定める額を限度とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する建造物の修理事業 当該事業に要する経費の10分の8以内の額

(2) 前条第1項第2号に該当する建造物の修理事業 当該事業に要する経費の10分の7以内の額

2 補助金の最高限度額は、1事業につき、前項第1号の事業にあっては1,000万円、同項第2号の事業にあっては800万円とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定める額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金の交付申請を行うに当たっては、あらかじめ市長と協議し、修理事業の内容について指導助言を受けるものとする。

(現状変更の制限)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた後10年間は市長の承認を得ないで、補助対象事業となった建造物の外観を変えるような現状変更をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年7月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに行われた交付申請に係る補助金の交付については、この告示の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(平成27年7月10日揭示済)

奈良市告示第506号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成27年7月9日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年7月10日揭示済)

奈良市告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年7月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
うえしげクリニック	奈良県奈良市三条松町17-17	平成27年5月31日
つじもとクリニック	奈良県奈良市学園北二丁目1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟1F	平成27年5月31日
八尾歯科医院	奈良県奈良市四条大路一丁目19-22	平成27年6月1日

(平成27年7月13日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年7月13日

奈良市告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 うえしげクリニック	奈良県奈良市三条松町17-17	平成27年6月1日
医療法人 つじもとクリニック	奈良県奈良市学園北二丁目1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟1F	平成27年6月1日

(平成27年7月13日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年7月13日

奈良市告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 特定施設入居者生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護	平成27年7月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアハウスなら清寿苑	奈良県奈良市田中町602番1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年7月1日
社会福祉法人 大和清寿会	奈良県天理市中之庄町532番1		
リゾートデイサービス ハッピーライフ	奈良県奈良市六条西一丁目1番33号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年7月1日
株式会社ハッピーサービスグループ	奈良県奈良市六条二丁目7番7号		

ジョイール法華寺機能訓練 デイサービス	奈良県奈良市法華寺町 1210 TMビル105号室	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年7月1日
株式会社ジョイール	奈良県生駒市鹿ノ台西三 丁目26番地16		
デイサービスセンター らくじ苑学園前	奈良県奈良市学園北一丁 目3番2号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年7月1日
社会福祉法人 楽慈会	奈良県奈良市南京終町13 番地の4		

(平成27年7月13日揭示済)

奈良市告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年3月31日 奈良市指令都整開 第14A-53号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月13日 第1475号
公共施設 平成27年7月13日 第694号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺国見町二丁目291番1の一部、296番84、
296番105及び339番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町519番23号
株式会社吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市西大寺国見町二丁目291番1の一部、296番
105及び339番の一部
 - (2) 下水道
奈良市西大寺国見町二丁目291番1の一部、296番
105の一部及び339番の一部

(平成27年7月13日揭示済)

奈良市告示第511号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年7月13日
- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年7月13日揭示済)

奈良市告示第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年3月27日 奈良市指令都整開 第14A-49号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月14日 第1476号
公共施設 平成27年7月14日 第695号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路四丁目71番1、71番9、71番10、71番
11、71番12及び71番17
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市田辺狐川30番地2
村雲 裕成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市四条大路四丁目71番1
 - (2) 下水道
奈良市四条大路四丁目71番1の一部
 - (3) 管路敷
奈良市四条大路四丁目71番17

(平成27年7月14日揭示済)

奈良市告示第513号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成27年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 橋梁耐震補強工事(西九条町五丁目地内・九条線(九条大橋他))
- (2) 工事場所 奈良市西九条町五丁目地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成28年2月29日まで
- (4) 工事概要 九条大橋 橋長L=31.0m
九条高架橋 橋長L=62.9m
工場製作工一式
橋梁付属物工一式(落橋防止装置工等)
橋脚巻立工一式 橋梁補修工一式
現場塗装工一式
- (5) 予定価格 68,918千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 53,659千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

奈良市告示第514号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 特別史跡特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園保存整備工事
- (2) 工事場所 奈良市三条大路一丁目5-37
- (3) 工事期間 契約の日から平成28年3月24日まで
- (4) 工事概要 造園工事一式 建築主体工事一式
- (5) 予定価格 39,824千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 31,130千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

奈良市告示第515号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 汚泥再生処理施設点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地
「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年11月30日まで

- (4) 業務概要 破碎機点検補修修繕一式
前処理設備(浄化槽汚泥系)点検補修修繕一式
脱水機点検補修修繕一式
膜分離装置点検補修修繕一式
酸・アルカリ循環ポンプ点検補修修繕一式
浄化槽汚泥等供給ポンプ点検補修修繕一式
- (5) 予定価格 48,562千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

奈良市告示第516号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路緊急修繕工事(東南部 その2)ほか8件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は、別表のとおり)

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

奈良市告示第517号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

(土地1件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積	予定価格	入札保証金
土地-1	三条大宮町宅地	奈良市三条大宮町	1248 1249 1250	宅地	1495.75㎡	196,000,000円	19,600,000円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第48号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 業務名 長寿命化計画に伴う平城処理区管きょ調査・診断業務委託
- 業務場所 奈良市 平城処理区 地内
- 業務期間 契約日から平成28年3月18日まで
- 業務概要 管きょ内洗浄工【昼間】 L=3,063m
本管展開カメラ調査工【昼間】
(調査・報告書) L=3,063m
衝撃弾性波検査調査工【昼間】
(調査・報告書) L=918m
調査・原因・診断・報告書 1式

以下省略

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第49号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

管渠番号	起 点	終 点
秋篠幹線-46	奈良市秋篠町1489番3	奈良市秋篠町1489番3
あやめ池北幹線-156	奈良市あやめ池北一丁目1339番2	奈良市あやめ池北一丁目1339番2
あやめ池南幹線-503	奈良市宝来町1108番2	奈良市宝来町1108番1

口径100耗配水支管改良工事、奈良市法蓮町地内ほか4件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は、別表のとおり）

以下省略

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第50号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成27年7月1日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。
平成27年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域

- (第2負担区)
中山町の一部 敷島町一丁目の一部 三碓三丁目の一部
西九条町三丁目の一部 六条一丁目の一部
- (第3負担区)
佐紀町の一部
- (第4負担区)
二名一丁目の一部 今市町の一部
- (平成27年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第51号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年7月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成27年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年7月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市秋篠町、あやめ池北一丁目及び宝来町の各一部
- 供用を開始する排水施設の位置

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市企業局告示第52号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈

良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年 7月 6日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
かんでんEハウス株式会社	代表取締役 山田 昌宏	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4 番16号	平成27年 7月 3日

(平成27年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市企業局告示第53号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年 7月 6日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
大阪ガスリノテック株式会社	代表取締役 末澤 伸也	大阪府大阪市大正区三軒家東二丁目13番28号	平成27年 7月 3日

(平成27年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市企業局告示第54号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年 7月 13日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社森田電気	代表取締役 森田 博之	大阪府門真市四宮三丁目 2 番47号	平成27年 7月 10日

(平成27年 7月 13日 掲 示 済)

奈良市企業局告示第55号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成27年 7月 15日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工 事 名 平城浄化センター受変電設備更新工事
- 2 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内
- 3 工事期間 契約日から平成28年 3月 18日まで
- 4 工事概要 受変電設備の更新
 - (1) 高低圧盤の製作
 - (2) 必要機器の製作

- (3) 高低圧盤及び必要機器の据付工事
- (4) 据付機器間の配線・配管工事
- (5) 試験・調整
- (6) 接地工事
- (7) その他上記に伴う諸工事

5 予定価格 124,508千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 109,822千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年 7月 15日 掲 示 済)

奈良市企業局告示第56号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年 7月 15日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 平城浄化センター汚泥脱水機更新に伴う設計業務委託
- 2 業務場所 奈良市朱雀三丁目地内
- 3 業務期間 契約日から平成28年2月29日まで
- 4 業務概要 汚泥脱水機更新に伴う実施設計業務
全体計画水量：10,656m³
 - ・機械設計 一式
 - ・電気設計 一式
 - ・建築設計 一式
- 5 予定価格 8,178千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 6,271千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

奈良市企業局告示第57号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年7月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 平城浄化センター調整槽汚泥収集運搬委託
- 2 業務場所 奈良市朱雀三丁目地内
- 3 業務期間 契約の日から平成27年10月30日まで
- 4 業務概要 平城浄化センター調整槽の堆積土砂の浚渫及び運搬(処分は別途)
- 5 運搬場所 三重県伊賀市予野鉢屋4713番地
三重中央開発株式会社
- 6 委託予定数量 約150トン(増減の可能性有り)

以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

奈良市企業局告示第58号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年7月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良工事、奈良市秋篠町～山陵町地内ほか1件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場

所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は、別表のとおり)
以下省略

(平成27年7月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第3号

平成4年奈良市消防本部告示第3号(喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定)の一部を次のように改正し、平成27年7月10日から施行します。

平成27年7月10日

奈良市消防局長 酒井孝師

本則の表に次のように加える。

登大路町	会堂内	(183)
日本聖公会奈良 基督教会	親愛幼稚園舎内 会堂、親愛幼稚園舎付近	(184) (185)

喫煙、たき火等を制限する区域の細部記載図面に次のように加える。

次のよう省略

(平成27年7月10日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第28号

平成27年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成27年7月9日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日時

平成27年7月14日(火)

午前10時00分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成27年度姉妹都市青少年交流事業「フレンドシッププロジェクト」について

(2) 史料保存館開館時間延長について

議事

議案第19号 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会委員の任命について

議案第20号 人事異動について

議案第21号 教職員の人事について

議案第22号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第23号 平成27年度学校運営協議会委員の委嘱につ

いて
議案第24号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付
要綱の一部改正について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につ
いて 6月～7月

(平成27年7月9日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会平成27年7月農地部会の会議を次のと
おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭
和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定
により告示します。

平成27年7月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 西井 隆

- 日時
平成27年7月14日(火) 午後1時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
 - 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及
び第5条に関する許可申請及び届出について
 - 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出
について
 - 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知の受理につい
て(6月専決処理分)
 - 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得の
あっせんについて
 - 知事許可について(6月許可分)

(平成27年7月7日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第1号

議会議長 土田 敏 朗 は、本日の議会定例
会において、議会議長を辞職しました。

平成27年7月1日

奈良市議会副議長
東久保 耕 也
(平成27年7月1日揭示済)

奈良市議会告示第2号

議会議員 浅川 仁 は、本日の議会定例
会において、議会議長に当選しました。

平成27年7月1日

奈良市議会議長

浅川 仁
(平成27年7月1日揭示済)

奈良市議会告示第3号

議会副議長 東久保 耕 也 は、本日の議会定
例会において、議会副議長を辞職しました。

平成27年7月1日

奈良市議会議長
浅川 仁
(平成27年7月1日揭示済)

奈良市議会告示第4号

議会議員 北 良 晃 は、本日の議会定例
会において、議会副議長に当選しました。

平成27年7月1日

奈良市議会議長
浅川 仁
(平成27年7月1日揭示済)

奈良市議会告示第5号

本日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会
の委員を選任しました。

平成27年7月1日

奈良市議会議長
浅川 仁

道 端 孝 治
太 田 晃 司
九 里 雄 二
階 戸 幸 一
鍵 田 美 智 子
山 本 憲 宥
東 久 保 耕 也
伊 藤 剛
内 藤 智 司
井 上 昌 弘
松 岡 克 彦
森 田 一 成

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市議会告示第6号

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に
当選しました。

平成27年7月1日

奈良市議会議長
浅川 仁

委員長 森 田 一 成
副委員長 太 田 晃 司

(平成27年7月1日揭示済)

奈良市議会告示第7号

本日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会

の委員を選任しました。
平成27年7月2日

奈良市議会議長
浅川 仁

総務委員会

道 端 孝 治
北 良 晃
内 藤 智 司
土 田 敏 朗
高 杉 美 根 子
山 口 裕 司
森 田 一 成

観光文教委員会

横 井 雄 一
山 本 憲 宥
宮 池 明
小 川 正 一
北 村 拓 哉
植 村 佳 史
上 原 吉 雋
中 西 吉 日 出

厚生消防委員会

藤 田 幸 代
酒 井 孝 江
階 戸 幸 一
白 川 健 太 郎
今 西 正 延
伊 藤 剛
松 岡 克 彦
松 田 末 作

市民環境委員会

八 尾 俊 宏
柿 本 元 気
九 里 雄 二
山 本 直 子
鍵 田 美 智 子
東 久 保 耕 也
松 村 和 夫
三 浦 教 次

建設企業委員会

松 下 幸 治
太 田 晃 司
山 口 誠 仁
浅 川 弘 之
森 岡 聖 一
松 石 昌 弘
井 上 昌 弘

予算決算委員会

松 下 幸 治
道 端 孝 治
太 田 晃 司

八 尾 俊 宏
柿 本 元 気
九 里 雄 二
藤 田 幸 孝 代
酒 階 幸 幸 江
横 井 雄 一
山 本 直 子
白 川 健 太 郎
今 西 正 延
鍵 田 美 智 子
山 本 憲 宥
東 久 保 耕 良 晃
北 宮 池 明
伊 藤 藤 智 剛
内 山 口 村 和 誠
松 小 川 正 夫
北 村 村 拓 哉
三 植 浦 村 佳 次
植 土 田 敏 史
上 原 岡 弘 雋
森 高 杉 石 美 根 之
高 松 石 聖 一
井 松 上 岡 昌 弘
山 口 裕 司
森 田 一 成
中 西 吉 日 出
松 田 末 作

(平成27年7月2日掲示済)

奈良市議会告示第8号

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に
当選しました。

平成27年7月2日

奈良市議会議長
浅川 仁

総務委員長 内 藤 智 司
同 副委員長 道 端 孝 治
観光文教委員長 植 村 佳 史
同 副委員長 小 川 正 一
厚生消防委員長 伊 藤 剛
同 副委員長 今 西 正 延
市民環境委員長 山 本 直 子
同 副委員長 九 里 雄 二
建設企業委員長 松 石 聖 一

同 副委員長 松下 幸治
 予算決算委員長 北 良晃
 同 副委員長 森 田 一成
 (平成27年7月2日揭示済)

奈良市議会告示第9号

本日の議会定例会において、次のとおり広報広聴委員会の委員を選任しました。

平成27年7月2日

奈良市議会議長
 浅川 仁

道 端 孝 治
 八 尾 俊 宏
 藤 田 幸 代
 酒 井 孝 江
 白 川 健 太郎
 鍵 田 美 智 子
 山 本 憲 宥
 内 藤 智 司
 高 杉 美 根 子
 山 口 裕 司

(平成27年7月2日揭示済)

奈良市議会告示第10号

本日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成27年7月2日

奈良市議会議長
 浅川 仁

委員長 内 藤 智 司
 副委員長 山 本 憲 宥

(平成27年7月2日揭示済)

奈良市議会告示第11号

本日の議会定例会において、次のとおり基本計画検討特別委員会の委員を選任しました。

平成27年7月2日

奈良市議会議長
 浅川 仁

松 下 幸 治
 道 端 孝 治
 太 田 晃 司
 八 尾 俊 宏
 藤 田 幸 代
 酒 井 孝 江
 階 戸 幸 一
 横 井 雄 一
 山 本 直 子
 三 浦 教 次
 森 岡 弘 之
 井 上 昌 弘

松 田 末 作
 (平成27年7月2日揭示済)

奈良市議会告示第12号

本日、次の者が基本計画検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成27年7月2日

奈良市議会議長
 浅川 仁

委員長 井 上 昌 弘
 副委員長 八 尾 俊 宏

(平成27年7月2日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。